規則

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―四―三〇

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（人事院への報告） **第三十条**　実施機関は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度における補償の実施状況及び福祉事業の実施状況として人事院が定めるものを人事院に報告しなければならない。	（人事院への報告） **第三十条**　実施機関は、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度における補償の実施状況及び福祉事業の実施状況を、災害補償報告書、福祉事業報告書及び特別給付金支給報告書により、人事院に報告しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

改正後			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
一～八　（略）			
九　災害補償			
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）	補償の実施状況及び福祉事業の実施状況の報告の文書	三年	廃棄
第三十条の報告の文書			
（略）	（略）	（略）	（略）
十～二十　（略）			
備考			
一～五　（略）			

改正前			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
一～八　（略）			
九　災害補償			
（略）	（略）	（略）	（略）
規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）	災害補償報告書	三年	廃棄
第三十条第一項の災害補償報告書			
第三十条第一項の福祉事業報告書	福祉事業報告書		
第三十条第一項の特別給付金支給報告書	特別給付金支給報告書		
十～二十　（略）			
備考			
一～五　（略）			

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の九の表規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の項に掲げる人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。